
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成 23 年 7 月に改正され、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成 26 年 1 月には障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

西東京市においても、平成 26 年 3 月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。

また、障害福祉サービス等については、平成 18 年度より 3 年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めてきました。

この度、「第 4 期西東京市障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」の計画期間の終了とともに、法改正によって新たに「障害児福祉計画」の策定が求められていることから、両計画を一体的に「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」として策定しました。

なお、平成 28 年 3 月に「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」を策定し、保健医療のみならず、社会経済や居住環境などの様々な分野の改善を進め、地域・住民が互いに支えあう（応援する）まち 「健康」応援都市を目指しています。

本市は、共生社会を実現させるためにも、「健康」を起点に地域の関わりが深化する取組を進めていきます。

（1）障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、平成 26 年 4 月から完全施行されており、障害者（児）の定義に政令で定める難病患者

等が追加され障害福祉サービス等の対象となるなどの改正が行われました。同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられてきました。

さらに、「障害者総合支援法等一部改正法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）の平成 30 年度からの施行により、都道府県及び市町村には新たに障害児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定）の策定が義務付けられることとなります。

「障害者総合支援法」における障害福祉計画の規定

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針※に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

「児童福祉法」における障害児福祉計画の規定

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条 20 市町村は、基本指針※に即して、障害児通所支援及び障害児通所支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※「基本指針」とは

国は、各市町村が「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成 29 年 3 月 31 日に告示されました。

（正式名称：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

「基本指針」に示されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（中略）

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

(中略)

- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(中略)

- 4 地域共生社会の実現に向けた取組

(中略)

- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

(以下略)

(2) 障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

● 児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月施行）

内容：障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、通所支援について、実施主体が市町村となった。

● 障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法へ）（平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行）

● 身体障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）

● 知的障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）

● 障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月施行）

目的：障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること。

● 「第 3 次障害者基本計画」（国）の策定（計画期間：平成 25～29 年度の概ね 5 年間）

内容：障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

● 障害者権利条約（平成 26 年 1 月我が国が批准）

目的：障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること

内容：障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

● 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 27 年 1 月施行）

内容：難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充て

ることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

● **障害者差別解消法（一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行）**

目的：「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

内容：障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

● **「障害者雇用促進法」の一部改正（平成 28 年 4 月施行）**

内容：障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となる。また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える（これは平成 30 年 4 月より）。

● **「発達障害者支援法」の一部改正（平成 28 年 8 月施行）**

内容：発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に關係機関による協議会を設置すること等が規定された。

● **「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正（平成 30 年 4 月施行）**

内容：障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

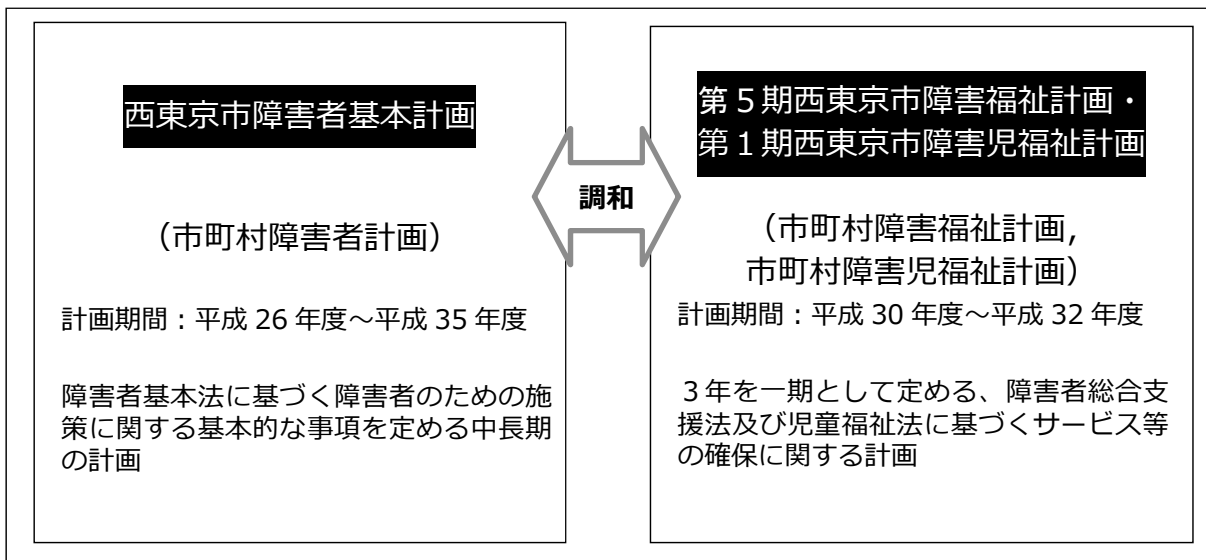
(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であるとともに、児童福祉法第 33 条 20 項に規定される西東京市の「障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画」と位置づけられます。

西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

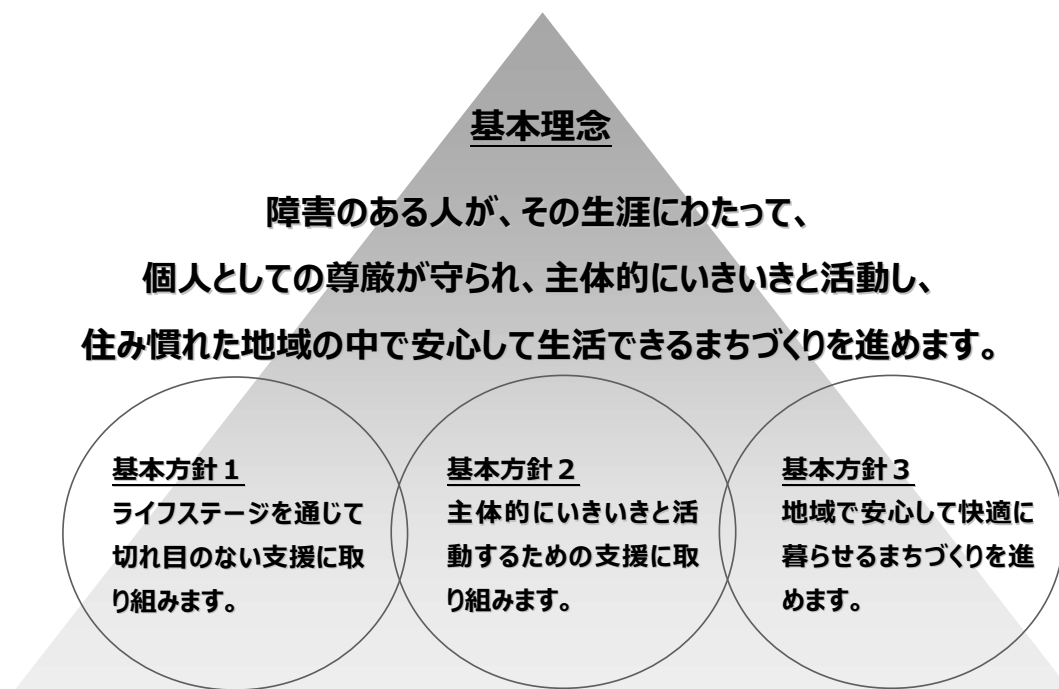
「西東京市障害者基本計画」と

「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と3つの基本方針



2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

西東京市障害福祉計画

(第3期) H24～	(第4期)	(第5期)	(第6期)
---------------	-------	-------	-------

→「障害児福祉計画」と一体的な計画

西東京市障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

▲
中間年の見直し

なお、平成26年度から平成35年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」は、平成30年度に中間年の見直しを行います。